

第62回南国市民体育大会



- 申込方法/所定の用紙に記入の上、スポーツセンターまで
※参加競技は1人2種目以内
- 申込締切/開催日の15日前まで
- ほか/詳細は開催要領を記載していますので、ご確認の上お申し込みください。
開催要領は6月中旬にスポーツセンターのホームページに掲載する予定です。

競技	会場	開催日	開会式	試合開始
テニス	サンピアシリーズ	7月14日(日)	8:30	9:00
軟式野球	比江スポーツグラウンド	7月21日(日)~	7月12日(金) 18:00	期間中毎朝 5:30~7:00
水泳	十市小学校	7月21日(日)	8:30	9:00
陸上	高知青少年センター	8月4日(日)	9:30	10:00
ゲートボール	あけぼの公園運動広場	8月7日(水)	8:30	9:00
スカッシュバレー	スポーツセンター	8月18日(日)	9:00	9:15
フレー射撃	高知射撃場	8月18日(日)	9:00	9:15
サッカー	吾岡山グラウンド	8月24日(土)	9:00	9:20
武道	スポーツセンター	9月1日(日)	9:00	9:15
バドミントン	スポーツセンター	9月1日(日)	9:00	9:15
バレーボール	スポーツセンター	9月8日(日)	9:00	9:15
ミニバスケットボール	スポーツセンター	9月15日(日)	9:00	9:15
バスケットボール	三和交流センター	9月22日(日)	9:00	9:15
ペタンク	三和憩いの広場	10月3日(水)	8:30	9:00
ターゲット・バードゴルフ	緑の広場多目的グラウンド	10月5日(土)	8:30	9:00
卓球	スポーツセンター	11月4日(月)	9:00	9:15

■ 申し込み・問い合わせ/スポーツセンター ☎088-865-8015
〒783-0094 南国市前浜 1344-3

スポーツによる元気なまちづくりに参加してみませんか?

まほろばクラブ南国では、住んでよかったと思えるまちづくりや次世代を担う子どもたちが住み続けたいと思えるようなまちづくりに向けてさまざまな活動を行っています。
子どもからお年寄りまでの誰もが楽しく、元気に体を動かせるプログラムを多数準備していますので、お友達や仲間を誘って、みんなで一緒に運動を始めてみましょう!

まほろばクラブ南国のサークルは50以上があるので、自分に合った運動やサークルを見つけよう



■ 問い合わせ/総合型地域スポーツクラブまほろばクラブ南国 ☎088-865-8015

① 定額減税しきれないと見込まれる方への給付金

令和6年6月から実施される所得税と個人住民税の定額減税のうち、1人当たり所得税3万円と個人住民税1万円の合計4万円を減税しきれないと見込まれる所得水準の方に、調整給付金を給付します。
調整給付金は、対象者や支給方法を現在準備中で、コールセンターの設置も予定しています。詳細が決まり次第ホームページでお知らせします。



■ 問い合わせ/税務課市民税係 ☎088-880-6554

① 生涯学習課からのお知らせ

スマホ、始めてみませんか?

参加費
無料

「スマートフォン、周りから勧められて使っているけど分からないことばかり」
「スマートフォンについて聞きたいけど周りの人に聞ける環境じゃない」
「そもそも、まだ使ったことがない」という方などこの機会にスマートフォン教室に参加してみませんか?



■ 日時/下記のとおり (13:30 開場 順次受付開始)

開催日	入門編 14:00~15:10	応用編 15:30~16:30
7月11日(木)	スマホの基本動作	文字入力をマスターしよう
7月18日(木)	電話をしよう	メールをしよう
8月8日(木)	災害に備えよう	アプリを楽しもう
8月15日(木)	インターネットを使おう	マップを使いこなそう
9月12日(木)	カメラを使おう	知っておきたいカメラ活用
9月19日(木)	あんしん安全に使うために	健康管理をしよう

初心者も大歓迎です!



- 講師/ドコモショップ潮江店 スマホ教室担当
- 場所/地域交流センターみあーれ
- 募集人数/15名 ※事前予約必要
- ほか/ご希望の方にはスマホ貸し出しあります。

■ 申し込み・問い合わせ/ドコモショップ潮江店 ☎0120-479-640 10:00~19:00(第2火曜日は除く)
■ 本記事に関する問い合わせ/生涯学習課生涯学習係 ☎088-880-6569

① 令和6年度から森林環境税の課税が始まります

令和6年度から課税が始まる森林環境税(国税)は、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されました。森林環境税は、その税収の全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与されます。

- 税額/年額1,000円
- 徴収方法/個人市・県民税均等割と合わせて市が徴収

令和6年度以降の個人市・県民税均等割と森林環境税

個人市・県民税の均等割額は、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から令和5年度までの間、臨時的に年額1,000円(市500円、県500円)が加算されていましたが、令和6年度からはこの臨時的措置がなくなり、新たに森林環境税が導入されます。

		令和5年度まで	令和6年度以降
国 税	森林環境税	—	1,000円
県民税	個人住民税均等割	2,000円	1,500円
市民税		3,500円	3,000円
計		5,500円	5,500円

■ 問い合わせ/税務課市民税係 ☎088-880-6554